

R3.9.27開催 第2回医療・介護WGに関する委員・専門委員からの追加質疑・意見

No	議題	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	(第2回医療・介護WG) 議題1: 医療・介護関係職のタスクシフトについて	【看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組(フォローアップ)】在宅医療等を支える看護師など一定の領域について、限定的な診療行為を医師の指示なしに自立的に実践する看護師(ナースプラクティショナー、NP)の養成に関してどのように考えているか、アメリカなどNP先進国の取組を学ぶ必要はあると考えているか。	「ナース・プラクティショナー制度」については、令和2年12月23日に公表された「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト／シェアの推進に関する検討会 議論の整理」において、 ・特定行為研修制度に関する議論において、「特定行為で限界となる部分に対しては、ナース・プラクティショナーのような新たな職種を創設することで、医師の負担が軽減されると思われることから、今すぐ実現可能というわけにはいかないかもしれないが、長期的に検討を続けていって欲しい」といった意見が出された。一方で、「特定行為研修の修了者を輩出して間もない現時点の状況で限界が見えているのか疑問であることから、まずは特定行為研修制度をしっかりと動かして問題点を洗い出してから議論すべき」との指摘があった。 ・2035年度末を目標とした中長期的な視点での更なるタスク・シフト／シェアについては、現行制度下におけるタスク・シフト／シェアの取組状況を含む、今後の医師の働き方改革の進捗状況を踏まえ、全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるよう、医師事務作業補助者や看護補助者等へのタスク・シフト／シェアも含め、引き続き検討を進めていくことを、検討会の議論の整理とする。 とされたところであり、こうした議論や「タスク・シフト／シェア」の取組状況等を踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。 また、同制度に係る海外の状況については、平成21年度厚生労働科学研究費補助金による研究を始め、担当課において情報収集を行っているところです。
		【看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組(フォローアップ)】受講負担の軽減(研修のオンライン化、習得済のスキルは試験で免除等)、研修時間の更なる短縮、研修費用の補助拡充、奨学金の支給等についても検討する必要があるのではないかとと思うが、どう考えるか教えてほしい。	特定行為研修の受講者の負担軽減は重要と考えており、本研修では、就労を継続しながら研修を受けられるよう、e-ラーニングや就労の場での実習を可能とする等、働きながらの受講に配慮しており、実際、指定研修機関の9割以上が研修にe-ラーニングを導入しています。 また、既に履修した共通科目の各科目及び区分別科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができることとしており、既に多くの指定研修機関において、履修免除規定を設けた研修を実施しています。 研修時間の短縮については、平成31年4月には、研修内容の見直しと併せて研修時間数の短縮を図るとともに、外科など一定の領域の研修をパッケージ化し、一部の研修内容を免除して効率的に研修することを可能とする等、より受講しやすくするための制度改正を行ったところです。研修時間の更なる短縮については、今般の制度見直しの効果や修了者の現場での活動状況等を踏まえ、今後検討していきます。 研修受講者の費用負担については、教育訓練給付制度の一つである特定一般教育訓練の対象講座を受講する場合には、研修費用の4割(上限20万円)を給付することとなっています。 ※ 特定一般教育訓練給付の主な受給要件は、教育訓練受講開始日において、3年以上の雇用保険被保険者として雇用された期間があることです(初回の場合は1年以上)。 このほか、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用することも可能としており、実際に、研修の受講料補助や研修中の代替職員雇用のための費用を補助している都道府県があります。 これらの補助について広く知って頂けるよう、リーフレットの作成や関係学会等の講演会における周知を継続してまいります。
		【有料老人ホームにおける医療行為の看護職員による円滑な実施(フォローアップ)】調査を進めているとのことであったが、看護職員が安心して円滑医療行為を実施できるようにするための具体的な措置の内容については、具体的にどのようなスケジュールで検討を進めるのかを明らかにしていただきたい。	先日のヒアリングでのご説明のとおり、今年度、看護師による医行為が行われない場合の要因分析、医師の看護師への指示方法や看護職員に対する実施状況等、さらなる実態の把握を行う調査を実施し、今年度末に結果をとりまとめる予定です。令和4年度以降、この調査結果等を踏まえ、次期(第9期)介護保険事業計画に向けて、必要に応じて関係審議会等で審議するなど、検討を進めていく予定です。
		【指定通所介護(デイサービス)における医行為等の明確化(新規)】療養通所介護施設の数極めて少ないことを踏まえれば、通所介護施設が医療ニーズを持つ方の受け皿として機能するよう環境整備を行うことも考えられるが、これについてどのように考えているか。	○ 医療ニーズのある要介護者の在宅生活を支えるに当たっては、看護小規模多機能型居宅介護や療養通所介護、通所介護と訪問看護の組合せ等により、利用者の医療ニーズ等に対応しているところ。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護については、地域医療介護総合確保基金において、事業所開設等に係る整備費の支援を受けられるほか、令和3年度介護報酬改定においては、医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える等の観点から、訪問看護における加算の見直しや療養通所介護について月単位の包括報酬とする見直し等を行ったところであり、引き続き要介護者のニーズを踏まえ対応していく。 ○ 通所介護においては、日常的な医療ニーズについて対応しており、必要に応じて看護職員の加配や外部の医療機関との連携等を行うこともできることとしている。

R3.9.27開催 第2回医療・介護WGに関する委員・専門委員からの追加質疑・意見

No	議題	質疑・意見	厚生労働省 回答
1	(第2回医療・介護WG) 議題1: 医療・介護関係職のタスクシフトについて	【在宅医療における薬剤師へのタスクシェア(新規)】 薬剤師による診療補助行為について、社会ニーズなども踏まえて検討することであったが、今後、具体的に、どのようなスケジュールで検討を進めるのか。	<p>薬剤師が当該行為を行うことについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師は、診療の補助を行うものでなく、医師との関係において、独立して調剤等を行うなど、看護師等の他の医療関係職種とは異なる制度的位置づけとなっている ・ 診療の補助については、これまで看護師等の医療関係職種が実施してきており、それらの職種に新たに薬剤師を加えて当該行為を実施する必要があるか ・ 現行の薬剤師の養成課程においては、診療の補助を行うカリキュラムにはなっていない <p>といった課題があり、慎重に検討する必要があると考えていますが、まずは今年度中を目途に医療関係団体に御意見を伺っていきたく考えています。</p>
2	(第2回医療・介護WG) 議題2: 医薬品、医療機器広告規制の合理化について	パルスオキシメーターについて、年度内をめどに一般向け広告を可能とする方向とのことだが、通知を発出する等、具体的にどのような方法で措置を行うのかを明らかにしていただきたい。	パルスオキシメーターについて、医薬関係者以外の一般人向けにどのような形で情報が提供できるようにするかについては、具体的な方法について通知の発出も含めて検討中であり、速やかに検討を進めて参りたい。
3	(第2回医療・介護WG) 議題3: 車両によるPCR検査や空きスペースを活用したコロナ診療について	<p>新型コロナ関係の巡回検診について、反覆継続性については柔軟に対応することが可能であることの明確化は、具体的にいつまでに行うのか、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>都道府県をまたぐ巡回検診において、実施計画を提出することをもって、新たな診療所の開設手続を不要とできないかを整理・検討して取扱いを明確化することであるが、検討、対応の具体的なスケジュールを明らかにしていただきたい。</p> <p>新型コロナ関係の衛生検査所について、移動式であっても衛生検査所の登録が可能であることの明確化は、具体的にいつまでに行うか、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p> <p>コロナ禍の現状を踏まえれば、衛生検査所を移動毎に各保健所に登録を実施することは、精度の高い検査の迅速な実施が進まない要因となりうることから、国が一元管理をする、又は、一つの自治体で登録を受ければ他の自治体でも実施を可能とするなど、登録のあり方を早急に見直すべきではないか。</p>	<p>10月4日に事務連絡を発出済みです。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html</p> <p>都道府県をまたぐ場合の取扱いについても検討を進め、本年10月中には必要な対応を行いたいと考えております。</p> <p>移動式であっても衛生検査所の登録は可能であり、その明確化について本年10月中には必要な対応を行いたいと考えております。</p> <p>都道府県をまたぐ場合の取扱いについて診療所の取り扱いを踏まえつつ検討を進め、本年10月中には必要な対応を行いたいと考えております。</p>